2026.11　No.703

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本　題】確定給付企業年金の 2025 年度財政決算結果について P1
【コラム】退職給付制度の物価上昇への対応 P7

確定給付企業年金の 2025 年度財政決算結果について

1. はじめに

弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の 2025 年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については 2026 年 3 月末決算（全 65 件）を、規約型については 2025 年 9 月末決算、2025 年 12 月末決算、2026 年 3 月末決算および 2026 年 6 月末決算（全 926 件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の平均値について、昨年度との比較を示したものが＜図表１＞です。

決算期ごとに見ると、2025 年 9 月末決算と 2025 年 12 月末決算では、米国の関税政策を巡る不確実性などを背景として国内外の株式市場が軟調に推移した期間が決算期間に含まれていたこと等から、資産運用利回りの平均値は昨年度を下回りました。一方、2026 年 3 月末決算と 2026 年 6 月末決算では、国内外の株価が下落後に回復したことなどから、資産運用利回りの平均値は昨年度を上回りました。

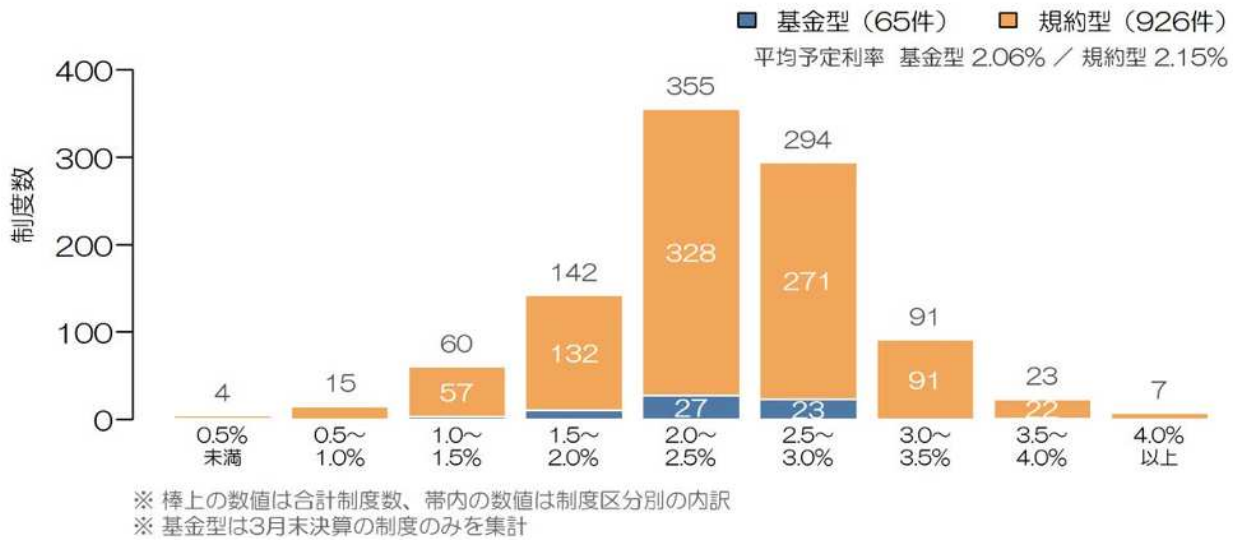
＜図表1＞資産運用利回りの平均値の昨年度との比較

	基金型	規約型				
	2026年 3月末	計	2025年 9月末	2025年 12月末	2026年 3月末	2026年 6月末
昨年度	△ 0.17 %	3.65 %	7.64 %	7.33 %	△ 1.51 %	△ 0.95 %
当年度	7.86 %	6.31 %	3.61 %	4.31 %	7.35 %	11.04 %
変化	⇧	⇧	⇩	⇩	⇧	⇧

掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況、資産運用利回りの分布状況、および資産運用利回りから予定利率を差し引いた値の分布状況は、それぞれ＜図表２－①＞、＜図表２－②＞、＜図表２－③＞の通りです。

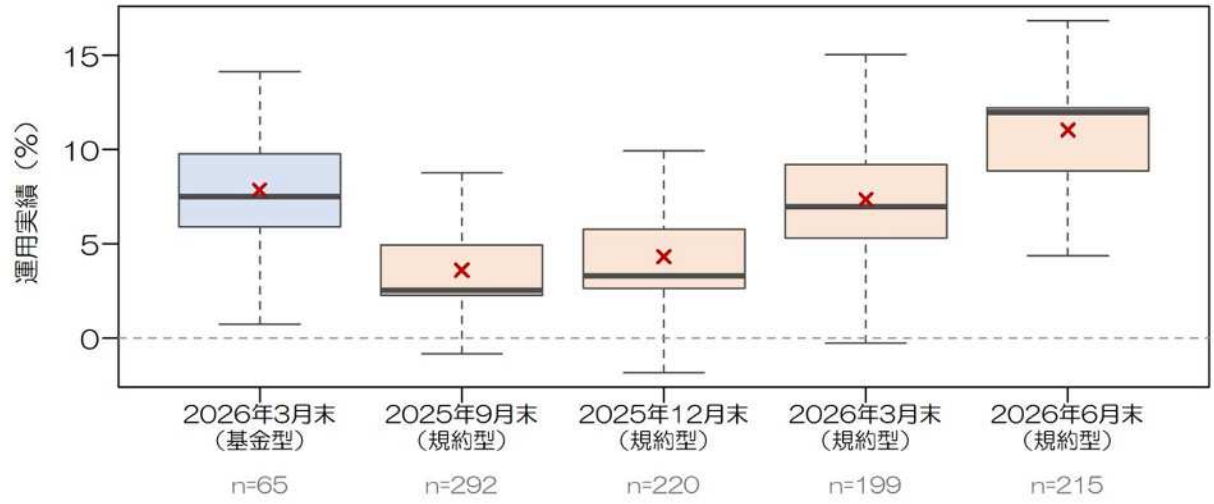
予定利率は年 2.0%以上 2.5%未満を中心として分布しております。＜図表２－③＞をみると、2025 年 9 月末決算および 2025 年 12 月末決算において、平均では資産運用利回りが予定利率を上回ったものの、資産運用利回りが予定利率を下回る制度も一定程度みられました。一方、2026 年 3 月末決算および 2026 年 6 月末決算において、基金型、規約型ともに多くの制度で資産運用利回りが予定利率を上回りました。

＜図表２－①＞ 予定利率の分布



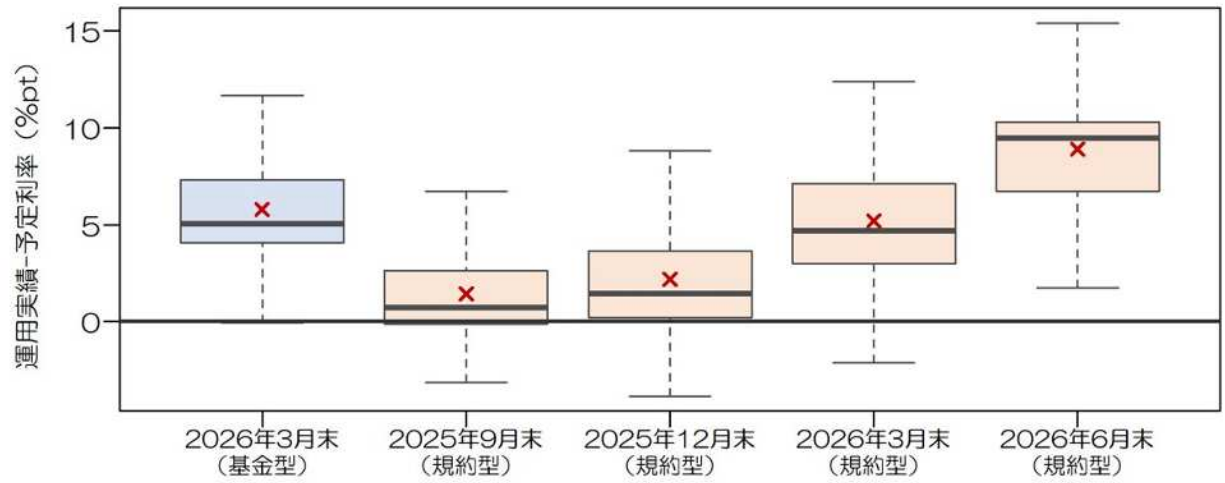
※ 棒上の数値は合計制度数、帯内の数値は制度区分別の内訳
※ 基金型は3月末決算の制度のみを集計

＜図表２－②＞ 資産運用利回りの分布



※ 箱＝中央50%の制度が入る範囲、太線＝中央値、×印＝平均、ひげ＝極端な値を除く分布の範囲

＜図表２－③＞ 資産運用利回り－予定利率の分布



※ 箱＝中央50%の制度が入る範囲、太線＝中央値、×印＝平均、ひげ＝極端な値を除く分布の範囲

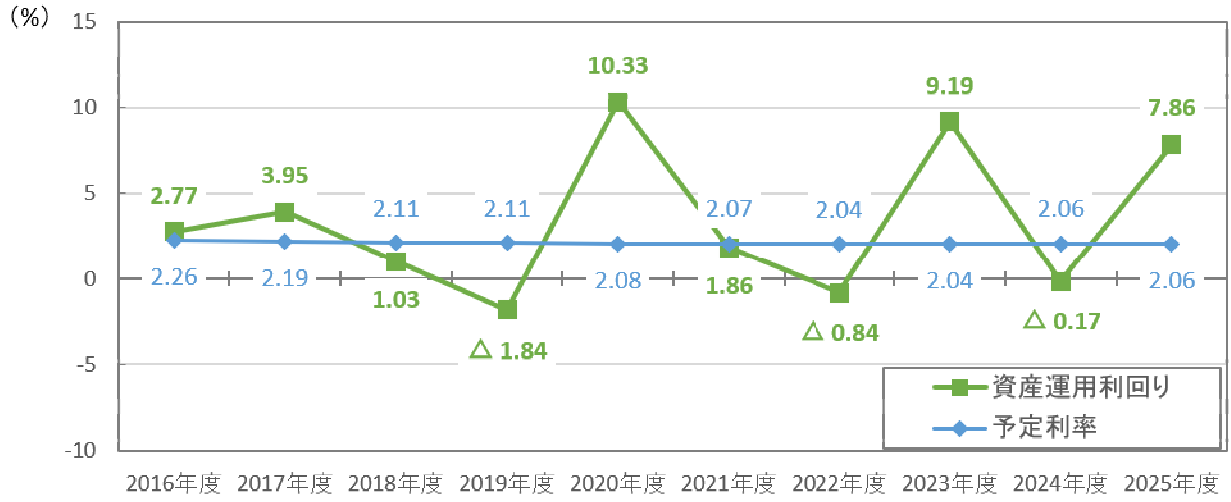
過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、＜図表３－①＞および＜図表３－②＞の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。

資産運用利回りについては、長期的な運用目標に応じたリスクをとった資産運用をする制度が一般的であることから年度毎に大きな変動が見られます。ただし、過去 10 年間の利回りを 1 年あたりに換算すると基金型で 3.33%、規約型で 3.25%となっており、長期的に見て一定程度の収益が得られた結果となっています。

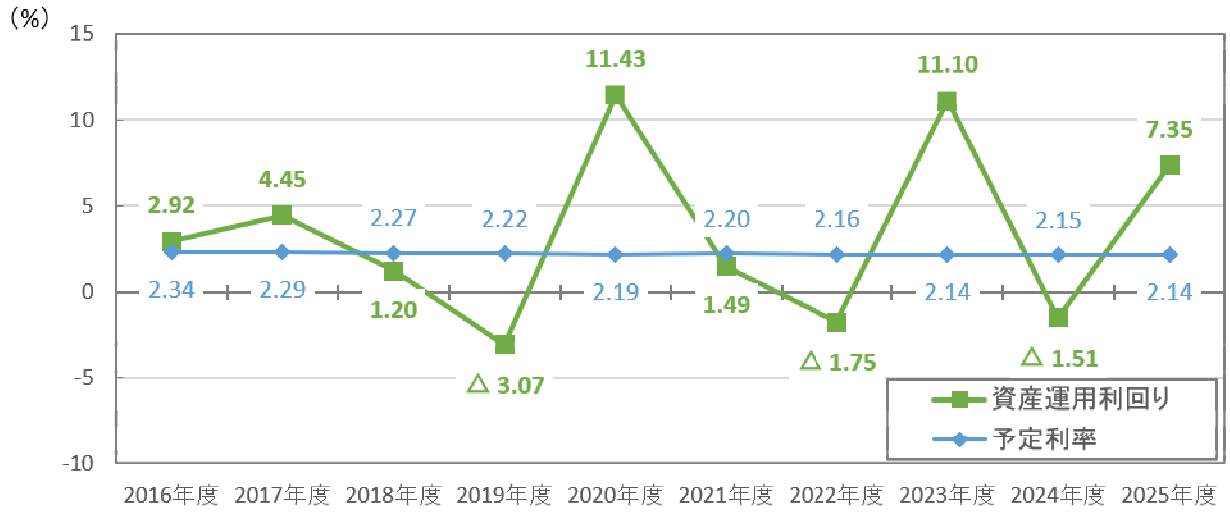
一方で、予定利率は、財政運営の安定志向を反映して近年まで低下傾向にありましたが、3 月末決算についてみると、直近では基金型で 2.06%、規約型で 2.14%と概ね横ばいで推移しています。資産運用利回りと予定利率を比較すると、過去 10 年間の年平均資産運用利回りは基金型で 3.33%、規約型で 3.25%となっており、いずれも予定利率を上回る水準となっています。このことから、長期的には予定利率を上回る運用実績が得られていると考えられます。

なお、国債の利回りの上昇を受けて、継続基準の下限予定利率は 2025 年度の年 0.3%から 2026 年度は年 0.6%へと引き上げられました。確定給付企業年金の予定利率は、財政再計算を行う際には下限予定利率以上であることが法令上定められています。下限予定利率が今後も上昇した場合には、予定利率が低い制度において予定利率引上げを行わなければならないような状況も想定されます。

＜図表3－①＞基金型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
（3 月末決算）



＜図表3－②＞規約型における過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移
（3 月末決算）



（注）3 月末決算のみを対象に集計。

3. 継続基準の積立比率について

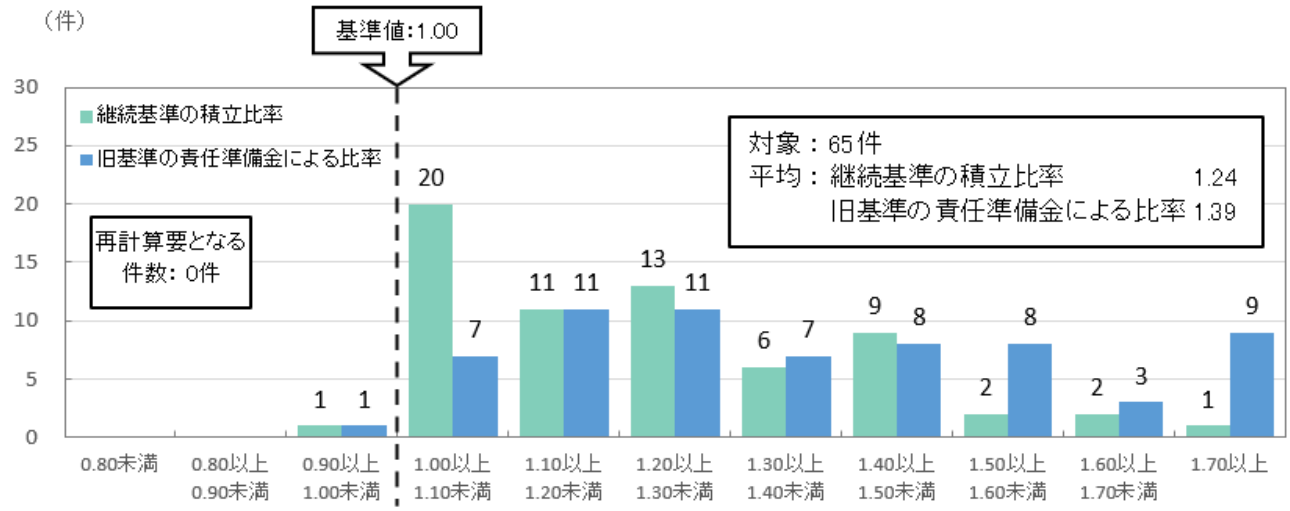
継続基準の積立比率（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況は、＜図表４－①＞および＜図表４－②＞の通りです。2017 年 1 月に導入された財政運営基準により積立剰余に相当する額が責任準備金に含まれるように変更されていますので、ご参考として旧基準の責任準備金（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）による比率も載せています。

継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うために必要な額（責任準備金）に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が 1.00 以上であることが求められます。ただし、1.00 を下回っていても、財政再計算の要否の基準（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が 1.00 以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

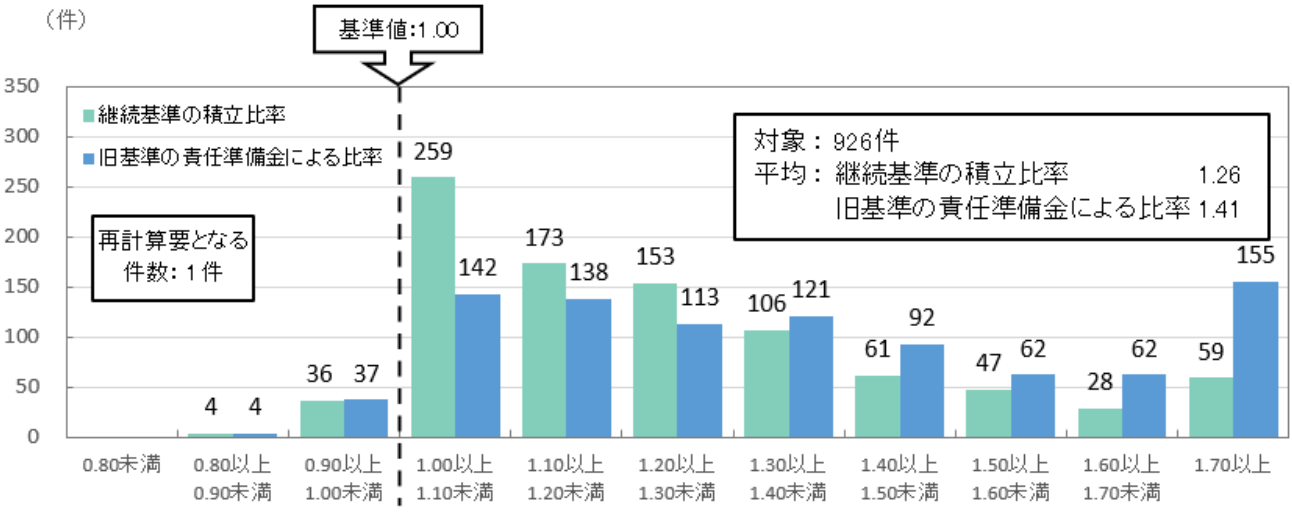
積立比率の平均値は基金型で 1.24（昨年度：1.23）、規約型で 1.26（昨年度：1.24）となり、基金型、規約型ともに昨年度から上昇しました。旧基準の責任準備金による比率の平均値は基金型で 1.39（昨年度：1.30）、規約型で 1.41（昨年度：1.36）となりました。

また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で 1 件、規約型で 40 件ありましたが、一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で 0 件、規約型で 1 件と、基準値を下回った制度の大半において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

＜図表４－①＞基金型における継続基準の積立比率の分布状況（2026 年 3 月末決算）



＜図表４－②＞規約型における継続基準の積立比率の分布状況
（2025 年 9 月末決算、2025 年 12 月末決算、2026 年 3 月末決算、2026 年 6 月末決算）



4. 非継続基準の積立比率について

非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況は、＜図表５－①＞および＜図表５－②＞の通りです。

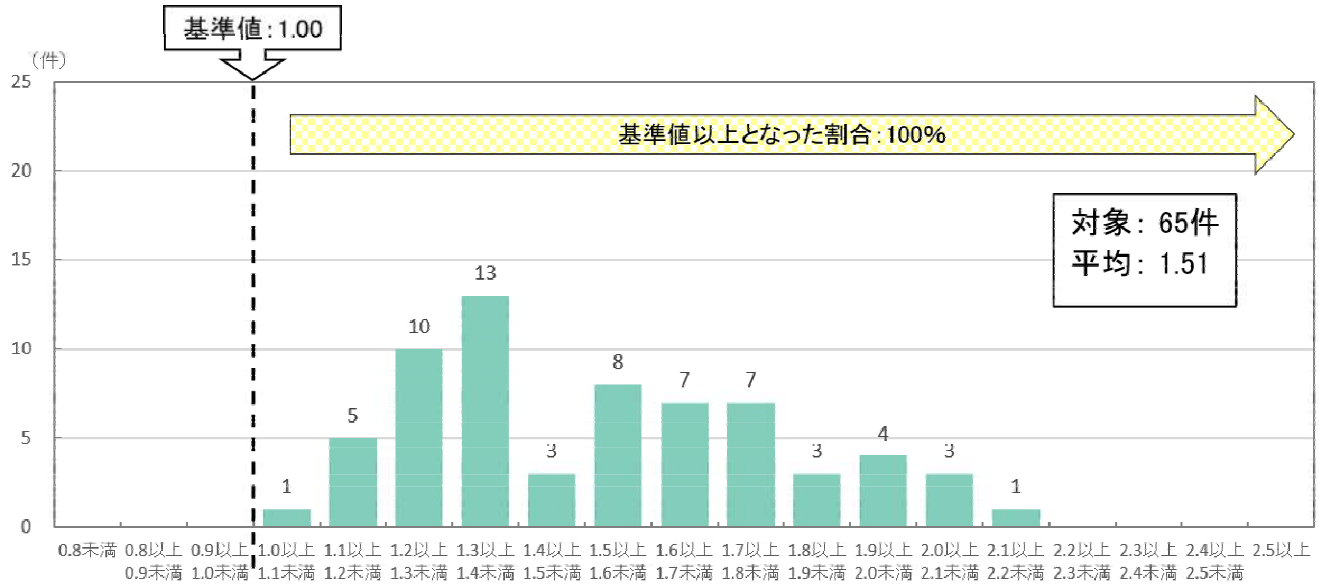
非継続基準の財政検証は、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が 1.00 以上であることが求められます。

積立比率が基準値である 1.00 以上となった制度は、基金型においては全体の 100%（昨年度：約 99%）、規約型においては全体の約 98%（昨年度：約 95%）でした。

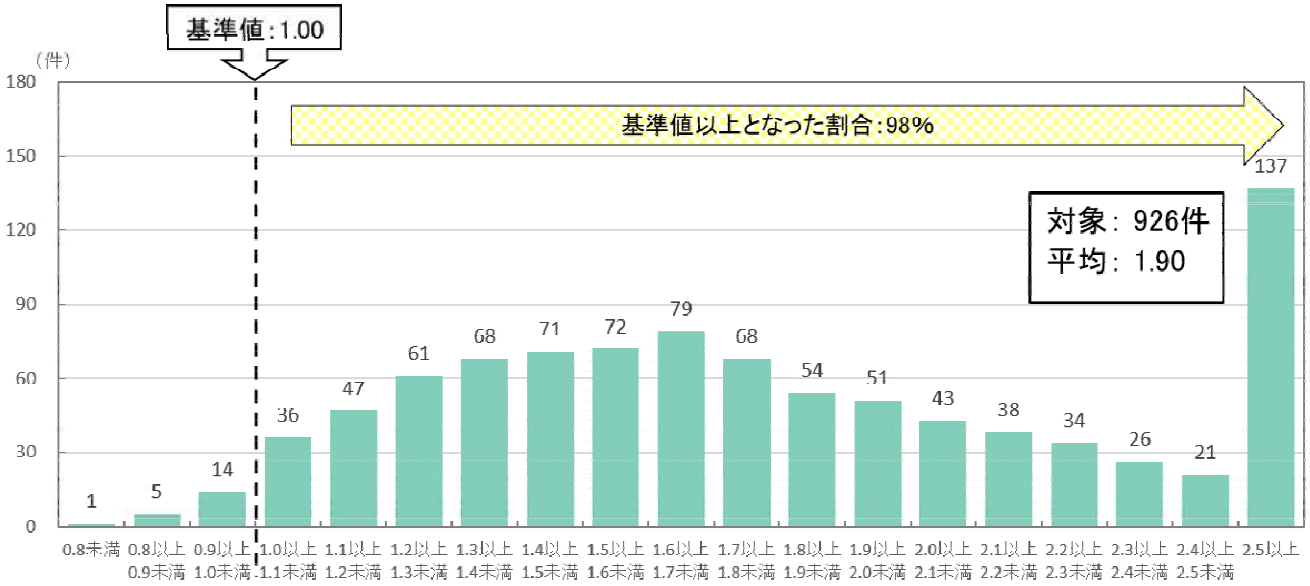
また、積立比率の平均値は、基金型で 1.51（昨年度：1.38）、規約型で 1.90（昨年度：1.77）でした。

2025 年度は、非継続基準の予定利率が上昇し最低積立基準額が減少したこと等の影響により、基金型、規約型ともに積立比率は昨年度から上昇しました。

＜図表５－①＞基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（2026 年 3 月末決算）



＜図表５－②＞規約型における非継続基準の積立比率の分布状況
（2025 年 9 月末決算、2025 年 12 月末決算、2026 年 3 月末決算、2026 年 6 月末決算）



5. 積立超過の財政検証について

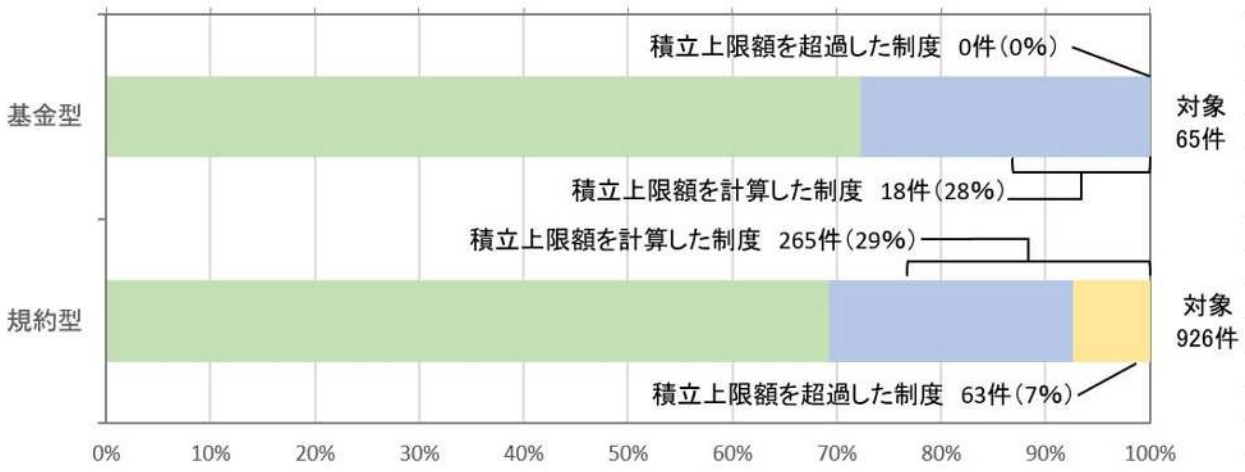
積立超過の財政検証の状況は、＜図表６＞の通りです。

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、一般的には「財政検証における数理債務」以上となります。下限予定利率を用いて実際に「積立上限額算出のための数理債務」を算出した先のこれらの数理債務の比率（＝「積立上限額算出のための数理債務」÷「財政検証における数理債務」）の平均値は、基金型で 1.58（昨年度：1.71）、規約型で 1.43（昨年度：1.51）でした。下限予定利率が昨年度から上昇したことにより、比率が減少したと考えられます。なお、数理上資産額が「財政検証における数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額を上回らない場合は、予定利率が下限予定利率を下回る場合を除き、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

積立上限額を計算した制度の割合は基金型で約 28%（昨年度：約 13%）、規約型で約 29%（昨年度：約 23%）であり、積立上限額を超過した制度の割合は基金型で 0%（昨年度：0%）、規約型で約 7%（昨年度：約 4%）でした。

＜図表6＞積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

今年度は、決算期による差はあるものの、全体として良好な運用実績となった制度が多くみられました。この結果、継続基準の積立比率は基金型、規約型ともに昨年度から上昇し、基準値を上回る制度が大多数を占めました。また、基準値を下回った制度についても、大半は積立不足が許容繰越不足金の範囲内に収まり、財政再計算の実施が必要となる制度は限定的でした。

非継続基準については、最低積立基準額の算出に使用する予定利率が上昇した影響等もあり、積立比率は上昇し、こちらも多くの制度で基準値を上回る結果となりました。なお、最低積立基準額の算出に使用する予定利率は、30 年国債利回りの 5 年平均を踏まえて定められます。今後も、足元までの金利上昇が反映されることにより、当該予定利率へは上昇圧力がかかります。この場合、他の条件が同じであれば、最低積立基準額の減少を通じて非継続基準の積立比率を押し上げる方向に作用します。

一方で、積立上限額を計算した制度や積立上限額を超過した制度の割合は昨年度から増加しており、積立超過への対応も論点となりつつあります。また、近年の物価上昇により、給付の実質的な価値が目減りしていることへの対応も、制度運営上の検討課題の一つです。剰余金が相応に確保できている制度においては、将来の財政悪化に備えて一定の余裕を確保した上で、今後の掛金負担、給付の実質的な価値、労使の意向等を総合的に勘案し、剰余金の一部を給付改善の原資として活用することも、制度運営上の選択肢の一つとして考えられます。

（信託年金営業部　コンサルティング室　数理グループ　立花　佑）

退職給付制度の物価上昇への対応

今回のコラムのテーマは、「退職給付制度の物価上昇への対応」について、某信託銀行の担当社員「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

A さ ん：確定給付企業年金（以下「DB」）と企業型確定拠出年金（以下「DC」）を併用されているお客さまから、「昨今のインフレにも対応できるように賃上げは進めているが、退職給付制度で何か対応する必要はないか」とご相談を受けました。
B 課 長：賃上げが定着してきたこともあって、次は退職給付制度の給付水準に課題を感じられるお客さまが増えてきたね。この４年程度で物価が１割以上上昇しているので、退職給付制度の設計によっては給付の実質価値が低下している可能性があるんだ。
A さ ん：インフレの影響は給付設計によって異なるのですか。
B 課 長：そうだね。DB と DC で異なるし、給付額の算定方法など給付設計によっても影響は異なるんだ。
A さ ん：最終給与比例制度の DB ではどうでしょうか。
B 課 長：賃金に連動した最終給与比例制度であれば、物価上昇率以上のベースアップが行われていれば給付の実質価値は維持されていると言えるね。だけど、賃金に連動しない退職金算定用給与を使用している場合には実質価値が低下している可能性があるので注意が必要だよ。
A さ ん：なるほど。単に最終給与比例制度というだけでは判断できないのですね。ポイント制度の DB はどうでしょうか。
B 課 長：一般的なポイント制度は賃金に連動していないことが多いので、給付の実質価値が低下している可能性があるよ。
A さ ん：ポイント制度の場合、インフレへの対応としてどのような見直し方法が考えられますか。
B 課 長：大きく分けると３つの対応方法があるんだ。



A さ ん：対応方法によって対象者や影響額も変わりそうですね。
B 課 長：そのとおり。年金財政や退職給付会計への影響も異なるので、お客さまのご意向をしっかり確認することが大切だね。また、一度対応したら終わりではなく、見直しを継続していく必要がある点にも注意したいね。
A さ ん：よくわかりました。他に方法はないのでしょうか。
B 課 長：キャッシュバランス制度（以下「CB 制度」）を導入して国債の応募者利回りなど経済指標に連動した再評価率を使用する方法があるよ。実際の再評価率が設計時の再評価率の見込み（設計利回り）を上回った場合に、一定程度インフレに対応することができるんだ。
A さ ん：CB 制度であれば、都度、制度変更しなくても自動的にインフレに対応できるということですね。

Ｂ 課 長：実際にはそれほど単純ではないんだよ。過去に国債の応募者利回りを指標とした CB 制度を導入したお客さまでは、その後、低金利環境が継続したことにより、長期にわたって実際の指標が設計利回りを下回り、給付水準が想定より大きく低下してしまったという事例もあるんだ。一方で、現在の金利上昇局面において再評価率の引き上げを行う場合には、想定よりも給付水準が大きくなりすぎないか注意が必要だね。

Ａ さ ん：なるほど。単に CB 制度を導入すればいいというわけではなく、再評価率の設計は難しそうですね。

Ｂ 課 長：そのとおり。指標が想定通りに推移するとは限らないため、再評価率に上下限を設定したり、指標が大きく変動した場合の年金財政や退職給付会計への影響を考慮しておくことが重要だ。

Ａ さ ん：DC ではどのような対応が考えられますか。

Ｂ 課 長：DC は DB のように過去分を増額することができないため、まずは、「DC の想定利回り＋物価上昇率」以上の運用利回りを達成するような資産運用が必要となるね。そのため、これまで以上に継続的な投資教育を通じてインフレリスクを正しく伝えることが重要になってくるんだ。

Ａ さ ん：資産運用でカバーできていれば、DC 掛金はそのままでもよいのでしょうか。

Ｂ 課 長：いや、仮に「DC の想定利回り＋物価上昇率」の運用利回りを達成している場合でも、DC 掛金が賃金に連動していない場合などには、DC 掛金も物価上昇率以上に増額していかないと給付の実質価値は維持できない可能性があるんだ。

Ａ さ ん：資産運用だけでなく、DC 掛金の増額も必要ということですね。では、DB と DC を併用している場合、どちらで対応するのがよいでしょうか。

Ｂ 課 長：どちらが正解ということはないのだけど、どちらで対応するかによって影響が異なるので、それぞれの影響を把握した上で、お客さまのご意向に沿った提案を行うことが重要となるね。

Ａ さ ん：DB と DC で財務インパクトに違いはありますか。

Ｂ 課 長：基本的に DB、DC どちらであっても給付増額には負担増を伴うんだ。DC は掛金の増額分だけ費用は増加する。ただ、DB の場合には、年金財政に剰余金があればこれを活用して掛金の増加を抑制できたり、資産運用方法を見直して期待運用収益率や予定利率を引き上げることで DB 掛金や退職給付費用の増加を抑制できたりする可能性もあるんだ。

Ａ さ ん：なるほど。DB は単に給付水準だけでなく、資産運用方法や予定利率も見直しの選択肢になり得ますね。

Ｂ 課 長：その他にも、DC 掛金の上限は DB の他制度掛金相当額の影響を受けることにも注意が必要だ。

Ａ さ ん：様々な観点で検討することが大切ですね。

Ｂ 課 長：そのとおり。せっかく見直すのであれば、退職給付制度の給付改善をコスト増として捉えるのではなく、従業員への周知や見える化を進めることで、従業員エンゲージメントの向上、ひいては中長期的な企業価値の向上にもつなげていくという視点が重要だね。

Ａ さ ん：ありがとうございます。退職給付制度全体のあり方を見直す良いきっかけにもなりそうですね。

（信託年金営業部　コンサルティング室　コンサルティンググループ　　小松　豊）

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、年金ニュース（こちら→ https://www.shintakuone.info.resonabank.co.jp/ ）
の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを
「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750　　送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート　2026（令和 8）年 11 月号　No.703

編集・発行：株式会社りそな銀行　信託年金企画部　りそな年金研究所
〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1750　E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行（企業年金・iDeCo のお客さま）: https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html
年金ニュース: https://www.shintakuone.info.resonabank.co.jp/